

班長免除指針(内規)

1. 本指針は、戸頭町会会則第9条（1）班長の選出に関して、班長の免除に関する取
いについて指針を定める。
2. 班長の免除事項
 - (1) 要支援、要介護の対象の会員、及び要支援、要介護しなければならない家族を
えている会員は班長を免除される。＊要支援、要介護度は別表に示す。
 - (2) 会員から「身体不自由、体力低下等が著しく班長責務を果たせない」と具体的
申し入れがあった場合、班長を免除される。
 - (3) その他、班長職を勤められない事情があり、班員の同意を得た会員は、班長を
除される。但し、下記条件の場合班長免除は適用されない。
 - ア) 本人が就任を希望する場合は、上記事項は返上される。
 - イ) 免除事項(1)、(2)、(3)の該当要因が無くなった時は、一般会員と同様の義務
う。
3. 班長、地区部長の選出
 - (1) 各班、各地区で役員の選出で問題が発生～本部へ調整要請が出された場合、本
は選出に関与する。
 - (2) 下記、指針にて調整を行う。
 - ア) 役員の選出は会員の互選によることを原則とする。
ただし、班内で選出方法が引き継がれている場合はこの限りではない。
 - ① 抽選による選出
 - ② 輪番制による選出
 - ③ その他
 - イ) 原則として就任回数の少ないものを優先、前年度の3月1日時点で町会に加入し
いる世帯を対象とする。
 - ウ) 世帯構成者全員が高齢及び健康障害により役員を引受けることが困難で、役員
除を希望される会員については、班に於ける役員選出時に十分な配慮するよう
アドバイスを行う。
 - エ) 班内の役員候補可能な世帯数が少数の場合、会員の同意を得れば他の班とパー
ナーを組み班長選出も可とする。
両班の世帯数を合計した中から1名以上の班候補を選出する。但し実施に当た
ては自班内の総意及び相手班の同意を得ること。
 - オ) その他、状況に応じて本部役員会議で検討、指導する。
4. 本規程の改廃は、本部役員会の決議により行う。

5. 附 則

本指針は、令和4年11月1日から施行する。

—以上—

改定

(1) 2022.11.26 文章を明確な表現に修正

2.(1)介護が必要とされる会員、介護しなければならない家族を抱えている
班長を免除される。

➡ 要支援、要介護の対象の会員、及び要支援、要介護しなければならない家族を
えている会員は班長を免除される。＊要支援、要介護度は別表に示す。

2.(2)本人(世帯主)が身体不自由、体力低下、要支援の対象者である場合、班
を免除される。

➡ 会員から「身体不自由、体力低下等が著しく班長責務を果たせない」と具体
的に申し入れがあった場合、班長を免除される。